平成28年度第1回

茨城県都市計画審議会議事録

日 時 平成28年6月23日(木)午後1時30分から

場 所 水戸市笠原町978番6

茨城県庁舎11階 1106共用会議室

- I 会議の日時及び場所
 - 1 日時 平成28年6月23日(木)午後1時30分から午後2時45分まで
 - 2 場所 水戸市笠原町978番6茨城県庁舎11階 1106共用会議室
- Ⅲ 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名 別記名簿のとおり

Ⅲ 議題

別記付議案一覧のとおり

IV 委員の変更

市町村議会の議長を代表する者について沼﨑光芳委員に、関係行政機関の職員について 関東経済産業局総務企画部長の深瀬聡之委員、関東運輸局長の持永秀毅委員及び関東地方 整備局長の大西亘委員に委嘱したことが報告された。

V 議事

- 1 議事の公開
 - 都計諮問第1号から3号の公開が決定された。
- 2 議事録署名人の指名
 - 議長から議事録署名人として大津委員と中﨑委員が指名された。
- 3 議案審議
 - 都計諮問第1号 「笠間市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上 の支障の有無について」
 - 都計諮問第2号 「鹿嶋市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上 の支障の有無について」
 - 都計諮問第3号 「稲敷市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上 の支障の有無について」

【都計諮問第1号 「笠間市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」】

○議 長 それでは、議事に入らせていただきます。都計諮問第1号につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局 建築指導課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、建築基準法51条に基づきます廃棄物処理施設の案件が3件でございます。3件とも既に施設がある案件でございまして、今回、何らかの計画変更があることによりまして、付議をさせていただくものでございます。

それでは、都計諮問第1号 笠間市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について、ご説明いたします。お手元の付議案1ページ、あわせまして図面1-1、1-2、そして正面のスクリーンをご覧ください。

初めに、建築基準法第51条をご説明いたします。

産業廃棄物処理施設などのその他政令で定める処理施設は、原則として都市計画において敷地 の位置が決定しているものでなければ建築できないという規定となっております。

本案件につきましては、都市計画において敷地の位置が決定されておりませんので、建築に当たっては、建築基準法第51条のただし書きの規定により、都市計画審議会の議を経て、特定行政庁である茨城県知事の許可が必要になるため、本審議会にお諮りするものでございます。

建築基準法の規定により,許可が必要となる産業廃棄物である廃プラスチック類の破砕施設は, 1日当たりの処理能力が5トンを超えるものになります。本案件の計画施設は,廃プラスチック 類の破砕を行うものであり,その処理能力が1日当たり172.8トンでありますことから,建築基準 法第51条の許可が必要となる施設に該当いたします。

次に、計画の概要でございます。

許可申請者は、ジャパンテック株式会社、代表取締役古澤栄一でございます。同社は、平成4年に設立された会社であり、既に栃木県に2カ所、北海道に1カ所、また、これからご説明いたします笠間市の本案件の場所に工場を有しております。主な事業といたしましては、使用済みペットボトルのリサイクルを行っております。

事業の経過でございますが、申請者は今回の計画地において、一般廃棄物である市町村が回収 したペットボトルの破砕施設を設置するため、平成27年に廃プラスチック類の破砕を行う一般廃 棄物処理施設として許可を受け、既に稼働しているところでございます。

今回はこれに加えまして、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの店頭で回収されたペットボトルを受け入れる計画があり、これが廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理施設に該当することとなるため、改めて建築基準法第51条の許可が必要となるものです。

なお,今回の許可申請において,前回許可時に計画されていた廃棄物の処理品目や処理能力の 変更はございません。

それでは、本案件の位置についてご説明いたします。スクリーンの中央、赤色で示したところが、計画地のある笠間市でございます。そして、左側の拡大図の赤い丸が計画施設の位置となります。笠間市の南東部に位置しております。

次に,都市計画図により位置の説明をいたします。画面上が北となります。スクリーンの中央 下部,赤色でお示しするところが,今回の計画施設の位置でございます。

当申請地は、茨城中央工業団地笠間地区内にありまして、準工業地域に指定されております。 付近の主要な道路につきましては、青色で示した常磐自動車道、北関東自動車道、緑色で示し ます県道石岡城里線、県道大洗友部線がございます。青色の斜線で囲った区域が友部サービスエ リアとなりまして、計画地はここから南に200メートル程度の場所にございます。

次に、本案件の配置計画についてご説明いたします。画面右側が北になります。赤色の線で示した部分が敷地の境界線となりまして、敷地面積は20,650.54平方メートルでございます。

敷地に接する主な道路は、直接出入りを行う笠間市道4075号線となりまして、敷地の東側で接

しております。当該道路の幅員は10.5メートルとなっております。

計画地の周囲には、緑で示した緑地帯、緩衝帯が設けられております。

敷地内には建築物が3棟ありまして、鉄骨造2階建ての工場棟、鉄骨造2階建ての事務所・倉庫棟、鉄筋コンクリート造2階建ての機械室となります。

今回,一般廃棄物に加え,産業廃棄物を追加して処理を行うため,用途変更となるのは青色の破線で示した工場棟,延べ面積は3,846.48平方メートルです。

次に、排水処理計画についてご説明いたします。

処理施設においては、ペットボトルを破砕した後のフレークを洗浄処理いたします。フレークと申しますのは、ペットボトルであるプラスチックを8ミリ角ほどの大きさに破砕した小さい薄い小片のことでございます。そして、洗浄水でございますが、敷地内の排水処理施設で浄化処理を行いまして、公共下水道へ放流いたします。雨水につきましては、敷地内の排水溝から工業団地内の雨水処理施設に接続される排水路へ放流いたします。汚水・雑排水につきましては、公共下水道に放流いたします。

次に、廃棄物の搬入・搬出ルートについてご説明いたします。

常磐自動車道友部サービスエリアのスマートインター利用などが考えられる北方面のルート及び南方面のルートともに、県道石岡城里線を通りまして前面道路の市道4075号線に入ることとなります。

次に, 廃棄物の処理の流れについてご説明いたします。

まず、廃棄物の使用済みペットボトルは、画面下側の市道4075号線に面する敷地の出入り口から搬入されます。そして、場内のトラックスケールで計量を行いまして、ベール保管というふうに記載しております位置に荷おろしして、車両はそのまま退出いたします。なお、ベールとは、ペットボトルをプレス機にて圧縮して塊となったものをバンドなどで固定した物となります。

受け入れた廃棄物でございますが、保管場から工場棟内に運ばれます。

その後、①水色で示しております位置で処理施設に投入されます。

投入後,②で桃色で示しております位置で、ラベルはがしや金属類,異物等の選別を行います。

選別後,③赤色で示した位置において破砕し,フレークにいたします。

破砕後、④青色で示しております位置において洗浄・脱水を行います。

その後、⑤紫色で示しております位置で乾燥・袋詰めを行い、倉庫へ保管をされます。

次に, 敷地内の搬出ルートについてご説明いたします。

倉庫に保管された製品は、倉庫棟の西側の緑色で示したエリアで積み込みを行い、敷地外へ搬出されます。なお、この製品は、ペットボトルを初めとする飲食用容器や衣料品などにリサイクルされます。

次に、今回の計画処理施設による周辺交通への影響についてご説明いたします。

前面道路である市道4075号線は、本施設の設置に伴い、県が整備した工業団地内の道路でありまして、一般車両の通り抜けがほとんど想定されません。よって、市道4075号線が接続します県道石岡城里線の交通量の影響を予測したものとなります。

処理施設の運搬車両の運行時間は午前8時から午後5時までとなっておりまして、この時間の 処理施設からの搬入・搬出に係る車両台数は、一日当たり50台を見込んでおります。

この時間の交通量は2,797台となっていることから,当施設に出入りする搬出入車量の割合は約1.8%に相当いたします。この結果から,本施設による周辺道路の交通に対する影響は少ないものと考えております。

なお, 今回の申請に伴う搬入・搬出による車両台数の変更というのは, 前回許可時と変更はご ざいません。

次に、都市計画関係についてございますが、本案件につきましての市の都市計画マスタープランの将来都市像におきまして、支障となる都市利用構想等はございません。

また、今回の申請に当たっては、市の都市計画審議会において了承され、笠間市長からも「都 市計画上支障がない旨の意見書」が提出されております。

引き続きまして、県廃棄物対策課より、生活環境影響調査の結果についてご説明いたします。

○事務局 廃棄物対策課でございます。私のほうから、生活環境影響調査の結果の概要について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、施設の概要でございますが、ただいま建築指導課からご説明ありましたとおり、現在、ここの施設は一般廃棄物の処理施設ということで、昨年、平成27年に許可を受けている施設でございます。今回、そこに新たに産業廃棄物としての処理施設の許可を得ようとするものでございます。

施設の種類,処理能力につきましては、記載のとおりで、こちらも一般廃棄物の処理施設と全く同じ種類,処理能力となってございます。したがいまして、今から説明します生活環境影響調査でございますが、昨年、この一般廃棄物の施設として影響調査について1回検討してございますことから、今回、処理能力等変わってございませんので、結果につきましては、一般廃棄物の時と全く同じものとなってございます。

実際に行います生活環境影響調査の実施項目についてご説明いたします。

これら実施項目でございますが、環境省におきまして生活環境影響調査を行うための指針が定められております。その指針に基づきまして、この調査が行われているものでございます。

具体的に申しますと,一番左側になりますが,調査事項といたしまして,大気環境と水環境, 大気環境としまして,大気質,騒音,振動,悪臭と,四つの区分に基づいて調査をしております。

それらにつきまして,右側になりますが,大きくは施設の稼働,一番右側にあります廃棄物運搬車両の走行,これらの影響,要因に基づいて調査を行っているものでございます。

一番下の水環境のところに丸印ついておりませんけれども、先ほど建築指導課のほうから説明ありましたとおり、ペットボトルの洗浄等に使用した水は全て公共下水道に放流するということで一般環境に出ないことから、環境影響調査の対象外となってございます。

続きまして、今回行いました調査の評価地点について、ご説明させていただきます。

施設からの影響としまして、上のほうにある赤い丸が粉じんの評価地点です。この場所が、今 回の廃プラスチック類の破砕施設を置く、粉じんが出るソース面ということになっております。

続きまして,運搬車両につきましては,申請地が下側になりますが,その上,北側の市道の赤い丸の地点,この場所で二酸化窒素,浮遊粒子状物質の測定を行ってございます。

続きまして,施設からの騒音・振動でございますが,施設の敷地境界,この①,②,③,④と, 4カ所で騒音・振動の測定を行ってございます。

続きまして,運搬車両の騒音・振動も,先ほどと同じく市道の赤丸地点,こちらの場所で騒音・振動の測定を行ってございます。

悪臭についてでございますが、こちら、いわゆる元凶となるペットボトルが保管されて、製品 を置く場所が、この緑色のハッチングした場所となっております。この保管場所での悪臭の測定 を行ってございます。 今回の影響予測の結果について、一番上から順に説明させていただきます。

まず、施設からの影響といたしまして、粉じんでございますが、こちらは、もう既に宇都宮の工場が稼働しておりますので、宇都宮の工場での実測値をもとに評価をしてございます。宇都宮の工場で、同じように破砕する粉砕室の中で、基準が1.5 mg/m³に対して0.044mg/m³と十分下回っているという状況でございます。排気口下につきましても、0.0091ということで、1.5に対して十分下回っております。

ちなみにこちらの事業所では、宇都宮工場とは違いまして、粉じんが出る最後のルートのところに90%以上の捕集効率があるバグフィルターを設置し、粉じんをきちんと除去するという形になると聞いてございます。

その下,二酸化窒素,浮遊粒子状物質でございますが,こちらは,拡散シミュレーションのモデルを使った結果になっております。二酸化窒素につきましては,0.0184ppmということで,基準の0.06ppmに比べて十分下回っております。同じように浮遊粒子状物質につきましても,基準の0.10に対して0.0421と,十分下回っている値になっております。

その下,騒音でございますが,昼間は基準の65デシベルに対して62デシベルと下回っておりますが,夜間の基準は50デシベルなっております。予測値59デシベルという高い数値になっておりますが,これは,先ほどの説明にもありましたとおり,この施設のすぐ隣が常磐自動車道が走ってございます。この59デシベルというのは、常磐自動車道の車の走行による騒音の値がこの59デシベルとなっております。

事業者が、今回の施設だけの影響をシミュレーションしていますが、施設からの寄与としては47デシベルと、施設からの寄与は十分小さいという評価をしております。常磐自動車道の59デシベルと施設寄与の47デシベル、それを合わせた形であっても59デシベルという予測値ということになっております。

振動につきましては、昼間、夜間とも、基準の値を下回っているという値になってございます。

一番下,悪臭でございますが,こちらも,既に宇都宮工場のほうで施設が稼働しておりますので,宇都宮工場での悪臭の値を測定したものでございます。宇都宮工場のほうで基準の10に対して,悪臭の質は10未満と,十分悪臭はないという評価をしてございます。

続きまして、運搬車両についての影響予測結果でございます。

二酸化窒素,浮遊粒子状物質につきまして,どちらも規制基準を十分下回っている値となって ございます。

また、騒音ですが、基準は65デシベルとなっていますが、現状70.3デシベルという予測値になっております。こちらも現状の値としましては、評価点の交通量として、70.1デシベルが今の現況の値になっております。そこに、今回の施設の寄与を入れると、0.2増えて70.3デシベルという評価になっておりまして、施設の寄与としては、生活環境への負荷としては十分小さいという評価になってございます。

また、振動につきましては、70デシベルという基準を十分下回っているということを評価しております。

以上の今までの生活環境への影響予測を踏まえまして、環境保全対策として以下のようなこと を講じるということとなってございます。

具体的に申し上げますと,まず粉じん対策としましては,吸引した排気をバグフィルターを通 した後,廃棄する。また,定期的なメンテナンスを実施する。

騒音・振動対策としては、設備の定期点検、また、年1回の騒音・振動測定を行う。

運搬車両につきましては、搬入搬出時間の遵守やアイドリングストップの徹底等と環境負荷に 配慮する。

悪臭対策としましては、汚れにより悪臭を発生させる可能性があるものは受け入れない等々となってございます。

なお、この環境保全対策ですが、既に一般廃棄物処理施設として、環境保全対策はこのように やりますということが既に出ておりまして、今回の産業廃棄物としての施設で新たに追加するも のはございません。

最後、総合評価でございますが、先ほどご説明しましたように常磐自動車道等の影響で、一部の項目で基準値を上回っている予測もありますけれども、施設の稼働に伴う影響は全て小さいという評価をしてございますので、最終的な結論といたしましては、今回の事業計画による生活環境への影響は問題ないものと評価される、以上のような評価をしてございます。

説明は以上でございます。

○議 長 ありがとうございました。それでは、委員の皆様からのご質問、ご意見を承りたいと存じますが、何かございますでしょうか。

私から初歩的な質問でよろしいでしょうか。さっき騒音の問題が出たのですけれども、その発生するものは基準値以下だけれども、もともと道路からの騒音が高いから問題ないというような考えでよろしいのでしょうか。道路が、既にその基準を超えているというような言い方にも聞こえたのですけれども。

〇事務局 常磐自動車道が隣接しておりますので、常磐自動車道の影響であそこの環境基準は既に超えているような状況にはなっております。今回の施設からの寄与という面で見た場合には、それは十分小さいということでの評価をしております。

〇議 長 それはわかったのですけれども、ということは、道路のものというのは、その基準が超えないようにする対策がいるということですか。

〇事務局 道路でいいますと、環境基準よりもうちょっと高いところに要請限度という基準がありまして、要請限度、名前のとおりなのですが、とにかく騒音が大きくなってきますと、市町村長は公安委員会に対して要請する、こういう大きい騒音になっているので対応してくださいと、そういうような基準も定められております。

今回は、その要請限度の基準は現況でも下回っているという状況になっております。

- ○議 長 そういう意味ですね。
- ○事務局 はい。
- **〇議 長** わかりました。皆さん、ほかに何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議 長 特にないようでしたら、よろしいでしょうか。このまま進めさせていただいて。都計 諮問第1号につきましては支障ないという形で、皆様の異議なしということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 ありがとうございます。では、支障なしと承りました。

【都計諮問第2号 「鹿嶋市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上 の支障の有無について」】

○議 長 続きまして、都計諮問の第2号につきまして、事務局からの説明を求めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。では、事務局、説明をお願いします。

〇事務局 それでは、都計諮問第2号 鹿嶋市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について、ご説明いたします。お手元の付議案2ページ、図面2-1、2-2とあわせて、正面のスクリーンをごらんください。

建築基準法第51条ただし書きの規定による許可制度については、先ほどの第1号と同様ですので、説明を割愛させていただきます。

建築基準法の規定により,許可が必要となる産業廃棄物である廃プラスチック類の破砕施設は, 工業専用地域においては,1日当たりの処理能力が6トンを超えるものとなります。

本案件の計画施設は、廃プラスチック類を含む廃棄物の破砕を行うものであり、処理能力が、 1日当たり7,200トンであることから、処理品目が追加されることにより建築基準法第51条の許可 が必要となるものでございます。

次に、計画の概要についてご説明いたします。

許可申請者は、日鉄住金スラグ製品株式会社、代表取締役社長木村和弘でございます。同社は、昭和45年に設立された会社であり、日本各地にある各製鉄所で発生した鉄鋼スラグを、道路の路盤材やコンクリートの骨材などに再生する事業を主に行っております。

計画地における当施設は、新日鐵住金株式会社鹿島製鉄所内で発生する瓦れき類の破砕を行う 産業廃棄物処理施設として、建築基準法第51条の許可を平成14年に受けております。そして、既 に稼働している施設でございます。

同製鉄所内では、火力発電所の建設を予定しておりまして、建設予定地の埋め立て地にあるスラグを破砕して再利用することといたしました。このスラグには、微量ではございますが廃プラスチック類も含まれておりまして、同時に破砕機に投入することとなります。よって、廃プラスチック類の処理品目が追加をされ、破砕処理施設の能力が1日6トンを超えることから、改めて51条の許可が必要となったという経緯でございます。

なお、今回の許可申請において、前回許可時からの処理能力の変更はございません。

それでは、本案件の位置についてご説明いたします。

スクリーンの右下,赤色で示したところが,計画地のある鹿嶋市でございます。そして,左側 の拡大図の赤い丸が,計画施設の位置でございます。鹿嶋市の南東部に位置しております。

次に、都市計画図により位置の説明をいたします。画面の上が北となります。

スクリーンの中央付近、赤色でお示しするところが、今回の計画施設の位置でございます。

当申請地は、新日鐵住金株式会社鹿島製鉄所の構内にございまして、工業専用地域に指定されている場所でございます。付近の主要な道路でございますが、緑色で示した県道粟生木崎線、県道鹿島港線がございます。

次に,本案件の配置計画についてご説明いたします。

画面左側が北となります。赤色の線で示した部分が敷地境界線となりまして、敷地面積は62,855.19平方メートルでございます。敷地に接する道路は、直接出入りをする鹿島製鉄所内の構内道路となりまして、敷地の南東側で設置しております。当該道路の幅は9メートルとなります。計画地の外周部及び内部には、緑地が確保されております。敷地内には、黄色で表示しました事務所や倉庫などの建築物が既に20棟ございまして、延べ面積は2,471.73平方メートルとなっております。これらについては、前回許可時と変更はございません。

今回,処理品目の追加で用途変更を行うのは,茶色で表示をしました破砕処理施設のうち,青色の破線で示した1号機となりまして,こちらの処理能力が7,200トン,1日当たりとなります。なお,処理施設の処理能力についても変更はございません。

次に,排水処理計画についてご説明いたします。

前回許可時と変更はございません。処理施設においては、その過程において水を使用しないため、処理水は発生いたしません。雨水につきましては、基本的に敷地内での地下浸透処理となります。事務所からの汚水・雑排水につきましては、浄化槽で処理後、鹿島製鉄所内の排水ルートを通りまして、鹿島港に放流しています。

次に、廃棄物の搬入・搬出ルートについてご説明いたします。

申請地において処理をする廃棄物の排出元は、全て鹿島製鉄所の構内からとなっております。

まず、既に処理を実施している瓦れき等については、黒色で示しましたルートにより、製鉄所内から申請地に運ばれます。そして、今回申請対象となる廃プラスチック類については、こちらの発電所の建設予定エリアから青色で示したルートによって、スラグとともに申請地に運ばれます。破砕後の廃棄物について、瓦れき類はこれまでと変わらず、新日鐵住金の製品ヤードに搬出されます。廃プラスチック類につきましては、委託業者により鹿島製鉄所の外へ運ばれます。

次に, 廃棄物の処理の流れについてご説明いたします。

廃棄物は、前面道路となる構内道路に面する敷地の出入り口から搬入され、保管をせずにそのまま機械に投入をされます。まず、ふるいにかけられまして、一時破砕が行われます。その後、再度ふるいにかけられ、二次破砕が行われ、段々粒子を細かくしてまいります。さらにふるいにかけられ、三次破砕と手での選別が行われます。手選別では、廃プラスチック類やその他の残渣物が取り除かれます。瓦れき類やスラグは、新日鐵住金のヤードに搬出されます。廃プラスチック類などについては、手選別場に一時的に保管されまして、その後委託業者により処理されるため、敷地外へ搬出されます。

次に,今回の計画処理施設による周辺交通への影響についてご説明いたします。

処理施設の廃棄物の受け入れ時間は午前8時から午後5時までとなっておりまして,この時間の搬入・搬出に係る車両台数は,全体で一日当たり760台程度を見込んでおります。ただし,そのほとんどが鹿島製鉄所の構内道路を行き来するだけとなっております。前面道路である県道栗生木崎線を通行いたしますのは,廃プラスチック類を初めといたします一部の廃棄物の処分を委託した事業者のみでありまして,通行量は往復で1日2台程度と計画しております。

県道栗生木崎線につきましては、この時間の交通量は12,296台でありますことから、今回の計画により増加率は約0.01%と予想されます。

この結果から,本計画による周辺道路に対する影響は少ないものと考えております。

次に,都市計画関係でございますが,本案件につきましての市の都市計画マスタープランの将 来都市像におきまして,支障となるような都市利用構想等はございません。 また、今回の申請に当たっては、市の都市計画審議会において了承され、鹿嶋市長から「都市 計画上支障がない旨の意見書」が提出されております。

引き続き、廃棄物対策課より、生活環境における調査の結果についてご説明させていただきます。

○事務局 続きまして, 生活環境影響調査の結果の概要についてご説明させていただきます。

まず、施設の概要でございますが、先ほど説明ございましたとおり、現在、こちらは瓦れき類の破砕施設ということで、瓦れき類の破砕の作業を行っているところでございます。そこに、今回新たに廃プラスチック類の破砕施設という施設の許可を取得するものでございます。

下から二つ目にありますとおり、処理能力は全く変更がございません。したがいまして、今回 の生活環境影響調査でございますが、現状のこの瓦れき類の破砕、この現況調査をもって評価を 行ったところでございます。

実施項目でございますが、先ほどと同じ項立てになってございます。施設の稼働に伴う大気質、 騒音、振動、また施設からの悪臭、水質で、また最後に、一番右にありますとおり、廃棄物運搬 車両に伴う大気質、騒音、振動について調査を行ったものでございます。

測定・評価地点でございますが、まず施設の稼働に伴う粉じんでございますが、真ん中のほう に二つ丸がございます。風上、風下という形で、破砕施設を挟むような形で粉じんの測定を行っ ております。

また,運搬車両の走行による二酸化窒素,浮遊粒子状物質の影響ということで,施設近方,ちょうどダンプが入ってくるエリアでございますが,そちらを評価地点としてございます。

また、騒音・振動でございますが、施設の稼働に伴う騒音・振動につきましては、赤丸のところで上側と左側にありますが、敷地境界の2カ所、運搬車両についての騒音・振動につきましては、県道ということで、同じように上と左側にありますが、青丸の2カ所、このおのおので測定を行ってございます。

また,悪臭につきましては,申請地を挟むような形で,風上,風下の敷地境界という2カ所で 測定を行ってございます。

水質につきましては、最後には新日鐵住金鹿島製鉄所の排水溝に行きますので、この排水溝に おいての測定を行ってございます。

これらの調査結果について、ご説明申し上げます。

まず、施設からの影響でございますが、一番上の粉じんにつきましては、基準の1.5mg/m³に対して、風上、風下、どちらも十分下回った値になっております。

また,騒音・振動とも,いずれも昼間,夜間とも基準値を十分下回っている値になってございます。

また、下から二つ目、悪臭でございますが、こちらの悪臭の特定物質として22種類が定まっております。その22種類について測定を行いましたところ、アンモニア等三つの悪臭物質について検出値より超えた値が出ておりますが、いずれも基準値を十分下回っている値になってございます。

また最後に、水環境としての水質でございますが、CODのほうは8.2ということで、基準の25を十分下回っております。また、浮遊物質量のSSも13ということで基準を十分下回っている値になってございます。

続きまして,車両による影響予測結果でございますが,同様に二酸化窒素,浮遊粒子状物質と もに,基準を十分下回っている値になっております。 また,騒音・振動につきましても,昼間,夜間どちらとも,基準を十分下回っている値になってございます。

以上の生活環境への影響予測を踏まえまして、同様に環境保全対策として以下のようなものを 行うこととなっております。

具体的には、粉じん対策といたしまして、受け入れホッパー、破砕物排出口に散水をして粉じん発生を抑制する。

騒音・振動対策としては、設備等の定期点検を行う。また、定期的に騒音・振動レベルを測定する。

運搬車両については、不要なアイドリングや空ぶかし等はしないよう徹底する。

悪臭対策としては、構内の清潔を保持するための日々清掃する。

水質対策としては、施設のメンテナンスを行い、雨水の処理等を効率的に行えるように留意する等々の環境保全対策を行うこととなっております。

最後に、総合評価でございますが、調査の結果、全ての項目で環境保全上の評価基準を満たしており、今回の事業計画による生活環境への影響は問題ないものと評価される。以上のような評価となってございます。

説明は以上でございます。

〇議 長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からのご質問またはご意見を承りたいと思いますが、何かございますでしょうか。A委員お願いします。

〇A委員 騒音・振動のページ,ちょっともう一回見せていただいてよろしいですか。昼の騒音が基準70,予測値70でぎりぎりのようなんですが,この辺は対策的に,もし数値的なオーバーになるようなことになったときというのは,どのような指導体制になるのでしょうか。その辺を教えていただきたいのですが。

○事務局 今回の申請地はこの赤いハッチングのところで、新日鐵住金全体の敷地境界は、これ 全体が新日鐵住金の鹿島製鉄所の全部エリアということですので、今回の申請者だけで見ますと、 ここで出ている敷地境界の音というのは、この申請地からの音というよりは新日鐵住金の事業所 全体としての音ということになってございます。

ですから、この申請地からここまでの音があるということではもちろん決してございません。 また、基準は下回っているということですので、今のところ、この今回の環境アセス上は問題な いという評価にはなっております。

- **〇A委員** わかりました。そうしますとね、合わせてということですね。
- **〇事務局** 実体的には、もう全部の音を拾ってしまいますので。
- **〇A委員** そうですよね、わかりました、ありがとうございました。
- ○議 長 ありがとうございました。 ほかにご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 特にないようでございますので、都計諮問の第2号につきましては、支障なしという ことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【都計諮問第3号 「稲敷市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上 の支障の有無について」】

〇議 長 続きまして、都計諮問の第3号につきましてをお題とします。事務局からの説明を求めますので、よろしくお願いします。

〇事務局 それでは、都計諮問第3号 稲敷市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について、ご説明いたします。

お手元の付議案 3ページ,図面の 3-1, 3-2 とあわせて,正面のスクリーンをごらんください。 建築基準法第51条ただし書きの規定については,先ほどと同様ですので説明を割愛させていただきます。

建築基準法の規定により,許可が必要となる産業廃棄物である廃プラスチック類の破砕施設は, 1日当たり処理能力が5トンを超えるものでございます。

本案件の計画施設は、廃プラスチック類の破砕を行うものでありまして、その処理能力が1日 当たり8トンでありますことから、建築基準法第51条の許可が必要となる施設に該当いたします。 次に、計画の概要についてご説明いたします。

許可申請者は、株式会社エコ・イン稲敷、代表取締役小池八州夫でございます。同社は、平成 25に設立された会社であります。

事業の経過でございますが、申請者は当計画地において、平成26年から、近隣の工場などが製造したプラスチック製品の不良品などを買い取りまして、破砕・溶融処理をしまして、ボイラーの燃料などに利用される製品の製造をしているところでございます。

今回の計画では、これに加えまして、近隣の農家で処理に苦慮している使用済みのビニールハウス用被覆フィルム、さらには苗箱などの農業用ポリエチレンの処理を新たに行おうとするものであります。

これによりまして、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理施設に該当することとなるため、 建築基準法の51条の許可が必要となるものでございます。

なお,今回の許可申請においては,既に当該工場で使用している機械の入れかえ,さらには能力の変更はございません。

それでは、本案件の位置についてご説明いたします。

スクリーンの下の赤色でお示ししたところが、計画地のある稲敷市でございます。左側の拡大 図の赤い丸が計画施設の位置となります。稲敷市の西部に位置しております。

次に、都市計画図により位置の説明をいたします。画面上が北となります。

スクリーンの中央、赤色でお示しするところが、今回の計画施設の位置でございます。当申請地は、江戸崎工業団地の南側、圏央道稲敷インターから南に約2キロメートルほどの場所にございまして、市街化調整区域でございます。付近の主要な道路につきましては、緑色で示しました県道江戸崎新利根線、県道土浦稲敷線がございます。

なお、計画地は線引き前から、ほかの事業者が工場として利用してきた土地、それから建物を、 今回の申請者が取得しまして、現在、既に有価物であるプラスチックの破砕、さらには溶融処理 を行っている施設でございまして、今回の事業計画に伴って敷地の拡張などはございません。

次に,本案件の配置計画についてご説明いたします。

画面右側が北となります。赤色の線で示したところが敷地境界線となりまして、敷地面積は 4,133.81平方メートルでございます。

敷地に接する道路は、直接出入りをする県道江戸崎新利根線となりまして、敷地の南東側で接 しております。当該道路の幅員は約10メートルとなります。

計画地の外周部には、緑地が設けられております。

建築物につきましては、敷地内に工場や倉庫など既存の建築物が6棟があります。

今回,用途変更を行うのは,赤い破線で表示をしました鉄骨造平屋建ての破砕工場となりまして,新たに建築を行うのは,青色の破線で表示しました鉄骨造2階建ての管理棟・車庫,鉄骨造平屋建ての産廃倉庫,鉄骨造平屋建ての材料倉庫,鉄骨造平屋建てのトイレ棟となります。延べ面積は,全部合わせて10棟で,1,171.7平方メートルとなります。

次に,排水処理計画についてご説明いたします。

廃棄物の処理工程においては、水の使用はございません。雨水につきまして、青色で示しました敷地内の排水ルートを経由しまして、水色で表示した敷地内の浸透槽にて処理されます。一部、県道からの進入路の部分については、道路境界の手前に水色で示した位置に浸透側溝を設け処理をいたします。雨水については、基本的に外部への流出はございません。汚水・雑排水につきましては、茶色で示しましたルートを通り、茶色で囲った位置にあります合併浄化槽で処理後、蒸発槽で処理をいたします。

次に、廃棄物の搬入・搬出ルートについてご説明いたします。

前面道路は、県道江戸崎新利根線のみとなりますので、市内、市外のいずれからのルートにつきましても、県道江戸崎新利根線の北側及び南側のルートに集約されまして、申請地に出入りを行うこととなります。

次に,廃棄物の処理の流れについてご説明いたします。

まず、廃棄物は、県道江戸崎新利根線から敷地内に搬入されます。そして、場内のトラックスケールで軽量を行い、赤い破線で表示した選別工場に運ばれます。また、農業用ポリエチレンの受け入れ量が多い時期などは、こちらの産廃倉庫に一時的に保管されます。

なお、搬入を終えた車両は、敷地中央で切り返しをしまして、再び県道へ出る計画となります。 敷地内の動線は基本的に1本となりますので、搬入・排出ルートは同じルートを通ります。

選別工場に運ばれた廃棄物は、ここで固形物やフィルムなどに分けられまして、その後、破砕 工場で破砕が行われます。破砕をされた後、こちらの倉庫に運ばれまして、そのまま業者に売却 するもの、そして溶融処理を施すものに分けて保管をされます。

溶融処理を行うものにつきましては、こちらの溶融工場に運ばれて、製品へと処理が施され、 再び倉庫に保管がされます。

処理後のものにつきましては、倉庫から車両に積み込まれまして、基本的に搬入と同じルートで搬出されます。

なお、工場棟や倉庫棟には、合成樹脂類の保管量から、指定可燃物の貯蔵取扱所に該当するということでございまして、消防法、さらには火災予防条例によりまして、指定可燃物の貯蔵の表示、さらには誘導標識を設置するとともに、粉末消火器を各工場棟、それから材料倉庫などに備

えております。そして, 初期消火に対応するということでございます。

さらに、計画地の北東部の県道沿いには、水道本管と直結をした屋外消火栓がございまして、 指定距離の範囲内に防火対象物となる全ての建築物が包含されるということでございますので、 消防隊の消火活動も支障はございません。これらの内容をもって、所轄の消防署とは協議済みと なっております。

次に、今回の計画処理施設による周辺交通への影響についてご説明いたします。

処理施設の運搬車両の運行時間でございます。午前8時30分から午後4時までとなっておりまして、この時間の処理施設からの搬入・搬出に係る車両台数は、一日当たり最大で44台を見込んでおります。

この時間の交通量は4,377台でありますことから,今回の計画により約1%の増加が予想されます。この結果から、本計画による周辺道路に対する影響は少ないものと考えております。

次に、都市計画関係についてでございます。

本案件につきまして、市の都市計画マスタープランの将来都市像におきましては、支障となる 都市計画利用構想等はございません。

また,今回の申請に当たっては,稲敷市長から「都市計画上支障がないという旨の意見書」が 提出されております。

続いて、生活環境影響調査の結果についてご説明いたします。

〇事務局 続きまして、生活環境影響調査の結果の概要についてご説明申し上げます。

まず、施設の概要でございますが、ただいま説明ありましたとおり、現在、既に有価物という ことで破砕施設のほうは稼働してございます。そこを今回、産業廃棄物の処理施設の許可を取得 するというものでございます。

既に現在,有価物としての稼働はしおりますので,この今回の生活環境影響調査につきましては,今動いているこの施設の現況調査,これをもって評価を行ったものでございます。

実施項目につきましては、先ほどまでと同様でございます。施設の稼働に伴う大気質、騒音、振動、また施設からの悪臭、水質。また、運搬車両の走行に伴う大気質、騒音、振動について調査のほうを行ってございます。

測定評価地点でございますが、まず粉じんにつきましては、両方向、①、②、③、④と4カ所で測定を行っております。

また、二酸化窒素、浮遊粒子状物質につきましては、下側の赤い丸、そちらのほうで測定・評価を行ってございます。

続きまして、騒音・振動でございますが、そちらも先ほどと同じように施設からの影響は①から④の4カ所で、運搬車両の騒音・振動につきましては、県道の江戸崎新利根線の赤丸のところ、そちらのほうで測定・評価を行ってございます。

悪臭につきましては,施設のちょっと北側になりますが,ちょうど測定した際の風下方向ということで,その赤丸の地点で測定・評価を行ってございます。

最後に水質でございますが、雨水につきまして、一番下の赤丸のところで測定・評価を行って ございます。

これらにつきましての影響予測の結果について、ご説明申し上げます。

まず、施設からの影響でございますが、粉じんにつきましては、規制基準の1.5に対して0.06と十分に下回っております。

また、騒音・振動いずれも、昼間・夜間ともに基準の値を十分に下回ってございます。

また、下から二つ目の悪臭でございますが、これも先ほどと同様、22の特定悪臭物質について調査を行い、アンモニア等三つについて検出値を超える値が出ておりますが、いずれも基準値を十分に下回ってございます。

最後の水質につきましても、BODにつきましては、25の基準に対して1.4、浮遊物質量のSSにつきましても、基準の40に対して11と、十分に下回ってございます。

続きまして,車両による影響調査の結果でございますが,二酸化窒素,浮遊粒子状物質ととも に基準の値を下回ってございます。

また、騒音・振動でございますが、こちらも先ほどと同じですが、騒音につきましては昼間の基準70に対して70、夜間の基準65に対して65と、一応基準のほうは満たしている形にはなっております。

振動につきましては、十分下回ってございます。

以上の生活環境への影響予測を踏まえまして、環境保全対策につきましては、次のようなこと を講じることとなってごじます。

粉じん対策といたしましては、処理に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すると。

騒音・振動対策としましては、設備の定期点検を行う。また、定期的に騒音・振動レベルを測 定する。

運搬車両につきましては、関係車両の台数や搬入時間をちゃんと管理し、交通混雑防止に努める等。

悪臭対策につきましては、設備等の定期点検を行い、構内の清潔を保持し、定期的に清掃する。 水質対策としましては、雨水排水路に集積した土砂等を速やかに除去する等、以上のような環 境保全対策を講じることとしてございます。

最後に総合評価でございますが、先ほどと同様、調査の結果、全ての項目で環境保全上の評価 基準を満たしており、今回の事業計画による生活環境への影響は問題ないものと評価される。 以上でございます。

○議 長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からのご意見、ご質問等ございましたらお受けいたします。何かございますでしょうか。B委員どうぞ。

〇B委員 この第3号については、消防法上の説明があって、1号、2号は特になかったわけですが、1号、2号と3号の違いというのは、破砕したものを溶融して、その上で燃料材の多分ペレットにする。そういう処置が入ると、消防上の取り扱いが変わってくるという意味なのでしょうか。それとも、破砕状態でも、何か消防上の規定は引っかかるのでしょうか。

○事務局 消防法, それから条例に基づく措置につきましては, プラスチックが指定可燃物ということになりますので, その数量が3トンを超えた場合にその指定可燃物の表示をしたり, 誘導標識をつけたりといったような規制がかかります。

今回の案件でいいますと、この3号、それから実は、1号も廃プラスチック類の破砕をやりますので、1号につきましても実は同じような措置をやってございまして、説明が抜けておりました申しわけございません。

〇B委員 3トンを超える場合には、その特別の処置の中には、これは図面を見ると、その製品保管庫とかそういうものが入っていなくて、一般の原材料の保管と同居みたいな説明でしたけれども、それで消防法上はよろしいのですね。余り火災について話したことがなかったもので、ご説明いただければと思います。

○事務局 破砕する前の原料の状態のプラスチックと、あと溶融した後のちょっと形が変わった 後の燃料としてのプラスチック、これは消防法上同じ扱いになりますので、製品庫であっても原 料庫であっても同じということになります。

OB委員 ありがとうございました。

〇議 長 大変ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 ほかにご意見ないようですので、都計諮問の第3号につきましては、支障なしとしてよるしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 ありがとうございます。それでは、都計諮問第3号については、支障なしとさせていただきます。

○議 長 以上で、本日付議されました案件につきましての審議は終了といたします。
都計諮問の第1号、2号及び3号について、支障なしとして、本日付けをもちまして、知事に

答申いたしますのでよろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、本日の議事審議につきましては以上でございます。

平成28年度第1回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組織	職名		氏	名	出欠
学識経験のある者	弁護士	大	津	晴 也	出席
	筑波大学システム情報系 社会工学域教授	谷	口	守	欠席
	茨城大学名誉教授	Щ	形	耕一	出席
	一級建築士	中	﨑	妙 子	出席
	茨城県農業会議会長	葉	梨	衛	欠 席
	茨城県商工会議所連合会 副会長	中	Ш	喜久治	出席
	茨城県バス協会会長	米	Ш	公 誠	出席
市町村長を 代表する者	北茨城市長	豊	田	稔	出席
	大洗町長	小	谷	隆亮	欠 席
県	茨城県議会議員	桜	井	富夫	欠席
議	茨城県議会議員	西	條	昌 良	欠 席
会	茨城県議会議員	田	Щ	東湖	欠席
Ø	茨城県議会議員	飯	塚	秋 男	出席
議	茨城県議会議員	細	谷	典 幸	欠 席
員	茨城県議会議員	長名	111	修平	出席
市町村の議	水戸市議会議長	村	田	進業	出席
会の議長を 代表する者	茨城町議会議長	沼	﨑	光芳	出席
	関東財務局水戸財務事務所長	来	田	忍	欠席
関係行政機関の職員	関東農政局長	石	田	寿	代理 農村計画部農村振興課課長補佐 佐藤 榮一
	関東経済産業局総務企画部長	深	瀬	聡 之	欠席
	関東運輸局長	持	永	秀毅	欠席
	関東地方整備局長	大	西	亘	代理 常陸河川国道事務所副所長 田口 清次
	茨城県教育委員会教育長	小野	予寺	俊	代理 文化課長 入野 浩美
	茨城県警察本部長	鈴	木	三 男	代理 交通部交通規制課長 薗部 修

出席 14 名 } 24 名 欠席 10 名 }

平成28年度第1回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問 番号	題名	決定 機関	計画内容
1	笠間市における廃棄物処理施設 の敷地の位置に関する都市計画 上の支障の有無について (建築基準法第51条)	特定 行政庁 知事	笠間市長兎路地内 廃棄物処理施設 破砕(廃プラスチック類) 処理能力:172.8t/日
2	鹿嶋市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画 上の支障の有無について (建築基準法第51条)	特定 行政庁 知事	鹿嶋市国末地内 廃棄物処理施設 破砕(廃プラスチック類,がれき類) 処理能力:7,200.0t/日
3	稲敷市における廃棄物処理施設 の敷地の位置に関する都市計画 上の支障の有無について (建築基準法第51条)	特定 行政庁 知事	稲敷市羽賀地内 廃棄物処理施設 破砕(廃プラスチック類) 処理能力:8.0t/日
	計 3 件	_	